

伊丹市 登録地域クラブ活動研修会(第1回)

令和8年1月10・18日

登録地域クラブ活動研修会（第1回）

教育委員会事務局 未来教育プロジェクト 部活動地域展開チーム

中学校部活動の地域展開

本日お話しすること

1. 伊丹市のガイドライン
2. 標準マニュアルについて
3. 学校施設の使用について
4. 学校訪問・備品使用について
5. 必要な手続き
6. 今後のスケジュール
7. 研修計画

(配布資料)

1. 伊丹市のガイドライン(伊丹市地域クラブ活動に係るガイドライン)
2. 伊丹市登録地域クラブ活動 標準マニュアル
3. 伊丹市登録地域クラブ活動 学校施設使用マニュアル
4. 備品利用申請書

中学校部活動の地域展開

「伊丹市地域クラブ活動に関するガイドライン」

登録地域クラブが遵守すべきルール

1. 活動の目的・理念	学校部活動の継承、活動方針の公表、過度な選抜や広域からの募集禁止
2. 会費の上限	月額5,000円を上限として設定、実費を徴収する場合の保護者への説明責任
3. 決算書類等の提出	年に一度市教委への決算書類の提出が必要
4. 責任関係等の明確化	不適切行為等が発生した場合は代表者が責任を負う、責任関係が明確な人員体制
5. 不適切行為の防止徹底	暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為の防止の徹底
6. 研修の義務付け	市が指定する研修受講が必須
7. 非営利目的の運営	営利を目的としない活動、利益を特定の者に分配しないことの徹底
8. 共同体への加盟と協力	学校施設・備品の適正管理、活動場所の調整を行う共同体の加盟義務付け、負担金の支払
9. 学校の適正利用	学校のルールを守る → 「学校施設使用マニュアル」の遵守 【次のページへ】

違反時には市教委より是正の指導、改善が認められない場合には登録取消を行うことがあります。

中学校部活動の地域展開 標準マニュアルについて

最低限守らなければならない事項および必要な手続きについて記載

- ・ 地域クラブは運営者だけでなく、指導者も標準マニュアルを理解し、参加者に遵守させる必要があります
- ・ 遵守されない場合には、指導の対象、登録の取消(学校施設の使用許可の取消)となることがあります。

主な遵守事項および必要な手続き ★印:手続きあり

基本的責務(2.1)

ガイドラインに定める要件を満たし続けなければならない、満たさない場合は指導、または登録取消

代表者の設置と責務(3.1)

代表者は当該クラブを代表し、運営全般について責任を負う

★規約の整備(3.3)

地域クラブは、役員の選任・解任、総会の運営、予算・決算の審議等を内容とする規約を作成する

暴力・ハラスメント等不適切行為の根絶と誓約(3.5)

全ての指導人材は、暴言・暴力、ハラスメント等は許されない行為であることを理解し、根絶に向け誓約する

中学校部活動の地域展開 標準マニュアルについて

主な遵守事項および必要な手続き

★印:手続きあり

★活動方針の策定および公表(4.1)

学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展が考慮された活動方針の策定・公表が必要

★保険への加入(5.4)

指導者や参加者に対して、傷害保険および賠償責任保険に加入させることが必須

学校施設使用マニュアルの遵守(6.1)

全ての指導者が学校施設使用マニュアルを理解し、参加者に遵守させる

★学校施設開放事業に必要な書類の提出(6.3)

学校の申請とは別に伊丹市学校施設開放運営委員会にも書類提出が必要

中学校部活動の地域展開 標準マニュアルについて

主な遵守事項および必要な手続き

★印:手続きあり

★決算書および活動報告書の作成・提出(7.3)

今後、5月末までに決算書を作成し、市教委に提出

「當利を主たる目的としていないこと」について説明できるものでなければならない

★経済的困窮世帯への支援(7.4)

今後、国の動きを踏まえ、地域クラブに対して一定の会計処理や情報提供について依頼する可能性がある

★市教育委員会が定める研修の受講(8.1)

指導者は必ず受講、市教委から後日研修案内がある、研修は集合研修・オンラインの2通りでどちらも必須

★入会手続き(9.1)

入会受付の後、会員名簿の提出が必要

★同意書の取得(9.2)

生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、保護者は同意書の提出が必要

★地域クラブポータルによる広報(10.3)

活動を広く周知するために、ポータルサイト「地域クラブポータル」の作成は必須

中学校部活動の地域展開 学校施設使用について

学校ごとのルールを記載した「学校施設使用マニュアル」

★印:手続きあり

- 学校により、また、使用する施設によりルールが異なります。全スタッフが使用する学校のマニュアルを理解し、参加者全員に対して遵守させる必要があります。

学校行事等との調整(2.2)

市教委は活動エリアにおける学校施設の使用予定を学校に照会し、回答内容を地域クラブと共有する。

★備品の取扱(2.4)

「登録地域クラブ 学校備品使用申請書」を中間支援団体・市教委を通じて学校へ提出する。

活動時間帯、地域クラブの基本的な遵守事項(3.3)

平日は17～19時で時間厳守、翌日以降の授業等に支障が出ないよう時間内で整地・片付けが必要

★鍵・セキュリティシステムの運用(4.1)

中間支援団体が鍵・スティックキーを管理、地域クラブのスタッフが直接受取の上、預り証に署名。

自転車利用(5.1)

自転車を利用して活動場所に移動する場合は、一度帰宅が必要。

中学校部活動の地域展開 必要な手続きまとめ

詳細は標準マニュアルを参照してください。また、市教委よりご案内します。

- ・ 【R8.1.30〆】 学校備品使用申請書の提出
- ・ 【R8.4月】 指導者の誓約書の提出 → 【R8.7月までに】オンライン研修の受講
- ・ 【R8.6.30〆】 活動方針の公表
地域クラブポータル等を活用し、生徒の入部前に家庭で確認できるようにしてください
- ・ 【R8.6月～】 鍵等の受取
中間支援団体より直接受渡を原則とします。受取時に預り証に署名をいただきます。
- ・ 【R8.8.20〆】 (スポーツ活動)会員名簿(当初分)の提出
- ・ 【R8.11.20〆】 (文化芸術活動)会員名簿(当初分)の提出
市教委の指定する事項を含む会員名簿の提出
- ・ 【R8.11.30〆】 学校開放事業関係書類提出
- ・ 【R9.1.30〆】 規約の作成と提出
- ・ 【R9.5.30〆】 決算書の提出
- ・ 【適宜】 団体情報の変更があったときは地域クラブポータルも修正

中学校部活動の地域展開

今後のスケジュール

- | | |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1月 | 備品使用申請、学校訪問に向けた調整 |
| 2月 | 学校施設使用可能日のお知らせ |
| 2月～ | 学校訪問、体験会等の実施、入会受付に向けた準備 |
| 4月～ | 入会受付 |
| 5月～ | 指導者より誓約書提出→指導者研修(オンライン、活動開始までに終了) |
| 6月～ | (スポーツ活動)活動場所の鍵の受け渡し |
| 8月 | (スポーツ活動)先行実施 → 9月 本格実施 |
| ※ 工事のため、9月まで一部の学校でグラウンド使用不可(工事に日程については3月以降にお知らせ) | |
| 10月 | (文化芸術活動)活動場所の鍵の受け渡し |
| 11月 | (文化芸術活動)先行実施 → 12月 本格実施 |

中学校部活動の地域展開 研修計画

全5回の開催を予定

第1回【本日】1月10日・18日 登録地域クラブのルールと手続き、活動開始までのスケジュール

第2回 2月7日(土)
10～12時 伊丹市役所 地域クラブの運営に必要な書類作成、学校訪問
運営体制の整備、保険の加入、会費徴収システムのご紹介

第3回 3月17日(火)
18～20時 総合教育センター 入会手続き、指導者登録と研修システムの操作説明
規約の作成、会費徴収システムの操作説明

第4回 5月18日(月)
18～20時 伊丹市役所(予定) 活動場所の鍵の取扱、学校使用ルールの確認
中体連特例申請、決算書の作成

第5回 6月20日(土)
10～12時 伊丹市役所(予定) 会費徴収時の注意事項、学校開放事業書類の作成方法
施設利用調整の進め方、学校施設の工事